

“子育てするなら遠野” 第2ステージへ

令和元年度、市は、子ども・子育て支援3本柱である「条例・プラン・基金」について、「遠野市わらすっこ条例の一部改正」、「第2次遠野わらすっこプランの策定」、そして、「わらすっこ基金の新たな仕組みづくり」に取り組みました。

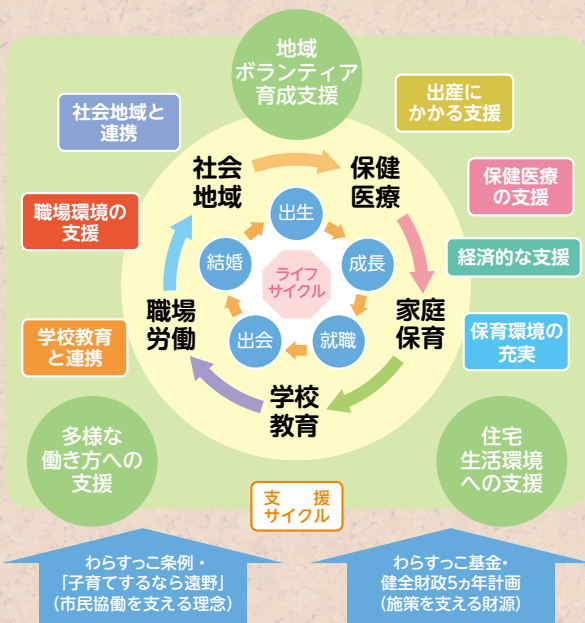
条例は、プランを**理念**で支える「遠野市わらすっこ**条例**」です。基金は、プランを**財源**で支える「遠野市わらすっこ**基金**」です。

この2つにより、子どもの育成や子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るとともに、市民の皆様の参加を促し、地域を挙げて「**子育てするなら遠野**」として、その環境づくりに取り組んでいこうとするものです。

少子化対策・子ども・子育て支援総合計画

－ サイクルプラン・総合的な対応 －

遠野わらすっこプラン



遠野市わらすっこ条例

平成21年4月制定

＊おとなの皆さん



おとなは、真に子どもの視点を大切にするとともに、子どもにとって最善の方法は何かを常に考え、育ちを見守り、寄り添い、支えていく責務を負っています。おとなは、そのような責務とそれぞれの役割を認識し、子どもから信頼される存在であるように、お互いに連携し、協働することが求められます。

＊保護者の責務 [第9条]

- 1 保護者は、子どもの健やかな成長及び権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識するとともに、その第一義的な責任を有することを自覚し、子どもを虐待及び体罰せず守り育てなければなりません。
- 2 保護者は、子どもに愛情を持って接し、子どもが基本的な生活習慣、社会規範及び道徳観を身に付けることができるよう努めなければなりません。
- 3 保護者は、子どもにとっての最善の利益を考慮し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

